

## 継続雇用制度の対象者に係る基準の設定

### ○ 労使協定による基準の策定

- ① 労働者の過半数が加入する労働組合、
- ② ①がない場合は、労働者の過半数を代表する者との間で、当該基準について書面による協定の締結が必要。

一定期間の経過措置 ← 労使協議が不調に終わった場合の特例

### 就業規則等による基準の策定

一定期間は労使協議が不調に終わった場合に労使協定に代えて就業規則等に継続雇用制度の対象者の基準を定めることも可。

○ 大企業(301人以上):3年間(平成21年3月31日まで)

○ 中小企業(300人以下):5年間(平成23年3月31日まで)